

障害者支援施設における農作業導入の意義

福祉社会デザイン研究科福祉社会システム専攻修士課程修了

小泉 隆文

要旨

農学分野から農業と福祉の連携に関する議論は近年活発化しているが、社会福祉学分野からのアプローチはあまりみられない。そこで、本稿では障害者支援施設における農作業導入の意義について、社会福祉学分野の側面から検討した。具体的には、職業リハビリテーション、ソーシャルワーク、地域づくり、障害者の社会参加、園芸療法・園芸福祉からの側面である。

その結果、障害者施設における農作業導入には、障害者の就労先の拡大、エンパワメントの実践、健康増進、地域における住民福祉活動の活性化、社会参加の経験や余暇活動の充実など、様々な意義があることが明らかとなった。これらは、ミクロ、メゾ、マクロ的にみて、社会リハビリテーション構築の要素ともなることが明らかとなった。

キーワード

障害者支援施設、農作業、社会福祉学的側面

目次

- I. はじめに
- II. 研究方法
- III. 5つの側面からみた障害者支援施設における農作業導入の意義
 1. 職業リハビリテーションの側面から
 2. ソーシャルワークの側面から
 3. 地域づくりの側面から
 4. 障害者の社会参加の側面から
 5. 園芸療法・園芸福祉の側面から
- IV. 障害者支援施設における農作業導入の意義

V. おわりに

I. はじめに

近年、「農の福祉力」「農業の障害者雇用」など、農業と福祉の連携・融合が注目されている。例えば、高齢者の生きがい創出としての農業の実態についての議論や（北川 2004）、農業経営体における障害者雇用に関する議論は活発になっている。なかでも、農業分野での障害者雇用の議論は近年活発化しており、農業者が障害者を雇用する場合のメリットやデメリット、障害者雇用を進める仕組みづくりなどが議論されている（小野塚 1998a, 1998b）（濱田 2008）（大澤 2010）。

なお、政策面における農業と福祉の連携については、障害者を対象としたものを中心に具体的な動きがある。例えば、地方農政局において障害者就農促進協議会が立ち上がり、年数回のセミナー、意見交換会、見学会が実施され、農業者と福祉関係者の参加によって、情報交換が積極的に行われている。白書を見ると、『食料・農業・農村白書』においては、高齢者の雇用拡大や園芸療法の活用、などが紹介されている（農林水産省 2013）。その一方で、『厚生労働白書』では、障害者の就労支援としての技術向上について、農業の専門性について記述されている（厚生労働省 2013）。補助金などの助成をみると、「都市農村共生・対流総合対策交付金」「『農』のある暮らしづくり交付金」といった、高齢者の介護や健康づくり、障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の整備を行う場合に、施設整備に要する経費の一部を助成する事業が、農林水産省によって制度化されている。その一方で、厚生労働省では「社会福祉施設等施設整備費補助金」といった補助金が制度化されている。さらに、『福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～』という支援策の紹介パンフレットを厚生労働省と農林水産省の連名で発行されている。

以上のように、政策面では少しずつ農業と福祉の連携が進行しているといつて良いであろう。「農業と福祉の連携」についての検討の座標軸を「農学分野」「社会福祉学分野」と区分すると、上で述べたような研究のアプローチは農業経営や農業労働力について分析を行った「農学分野」からのものが多いが、障害者当事者を中心にすえた「社会福祉学分野」からのアプローチは、あまりなされていないのが実情である。

これらの点をふまえ、本稿では、障害者支援施設における農作業導入の意義について、「社会福祉学分野」の側面から検討することを目的とする。

II. 研究方法

本稿では、第1に、障害者支援施設が農作業を導入することによって、どのような意義があるかについて、社会福祉学を中心とした側面から総論的に検討する。検討の側面はミクロ、メゾ、マクロの側面から次の5つとした。具体的には、①職業リハビリテーション、②ソー

シャルワーク、③地域づくり、④障害者の社会参加、⑤園芸療法・園芸福祉の5つの側面から検討を行う。第2に、これら5つの側面から検討した後に、農作業を導入した障害者支援施設の、現段階における今後の展望と課題について考察する。

なお、本稿のタイトルは「障害者施設」としているが、農作業を導入している施設は知的障害者施設、精神障害者施設が多いため、本稿でも両者の施設を中心に議論していることを付記しておく。

Ⅲ. 5つの側面からみた障害者支援施設における農作業導入の意義

1. 職業リハビリテーションの側面から

リハビリテーションの定義はさまざまな変遷を経ているが（中村隆一編 2011:8-12）、現在、最も標準的なリハビリテーションの定義として用いられているものは、1982年の国連「障害者に関する世界行動計画」で示された「リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定したプロセスである」となっている（奥野英子 2007:4-5）（黒田大治郎 2005:2-3）。

リハビリテーションには、①医学・心理的リハビリテーション、②教育的リハビリテーション、③職業リハビリテーション、④社会リハビリテーションが4大領域とされている。ここでは、職業リハビリテーションについて農作業導入の意義について述べる。

1955年にILOによって出された「障害者の職業リハビリテーションに関する勧告」によると「職業リハビリテーションは、障害者が適切な職業に就きそれを維持することができるように計画された職業的なサービス（例えば、職業指導、職業訓練及び選択方式による職業紹介）の提供を含む、継続的で調整されたりハビリテーションプロセスの一部である」となっている（奥野英子 2007:6）。

障害者支援施設では、就労移行支援、就労継続支援A型、B型のように、就労を念頭においたサービスを行う施設がある¹⁾。このような施設で農作業を導入すると、次のような効果が考えられる。

第1に、就労を考えている利用者にとっては、就労先として農家や農業法人といった農業経営体を視野に入れることができる点である。一般的に、障害者の就労としては、事務所、工場、トイレなどの清掃業務や、郵便の仕分け、備品の補充、コピー、シュレッダーなどの事務補助、電話対応、パソコンを用いたデータ入力が多い。しかしながら、電話対応やデータ入力は精神障害者には可能であっても、知的障害者にとっては難しい業務である。精神障害者と比べて就労先の幅が狭い知的障害者にとっては、農作業を導入した施設で、耕起、草刈り、定植、水やりの技術的訓練を受けることになり、農業経営体への就職の可能性が増えると思われる。

第2に、生産した農産物を販売している施設の利用者にとっては、職業訓練の幅が広がる点である。農産物を販売する施設では、計量、選別、袋詰め、ラベル貼り、ダンボールの組み立て、コンテナの洗浄などの作業も必要となる。また、生産量が多い施設では、選別機や裁断機などの機械を使用することにもなりうる。これらの技術は、スーパーなどの小売店、食品工場や流通業のラインなど、農業経営体以外の企業でも必要とされる技術である。利用者本人の技術スキルの幅を広げるだけでなく、就労先の範囲が広がることにつながる。

第3に、農作業が、利用者にとって遂行が可能な技術なのかそうでない技術なのかの判断材料になる点である。農作業には様々な技術が必要であるが、これまでの研究結果においても、障害者の特性にあった仕事が存在することは指摘されてきた(農村生活総合研究センター2004)。いいかえれば、利用者の得手、不得手な技術を見極められるということである。一般的に、農作業で一番楽しい作業は収穫であるが、利用者にとっては必ずしもそうではない。長時間にわたって細かい雑草を手でひとつひとつ抜く作業が得意な利用者もいれば、雑草取りやポットに苗を植え込むなど、細かい作業が得意だけれども長時間続かない利用者もいる。また、鎌で雑草を取ることが得意な利用者もいれば、鎌よりも刈払機で草を刈ることが好きな利用者もいる。このように、利用者が遂行できる作業は、細かい作業なのか大きな動作を要する作業なのか、1つの作業を長時間行う作業なのか多くの作業を短時間でを行う作業なのか、手作業のみ可能なのか道具や機械を使用することが可能なのかなど、農作業のなかで利用者にあった作業を見つけ、遂行可能か不可かの判断を可能にする。

第4には、農作業に限った話ではないが、就労するために必要なルールを身につけることができる点である。時間の厳守、挨拶、仕事の準備や後片付け、清掃、指導員の指示にきちんと従う、他の利用者と協力して仕事をするなど、仕事をする上で最低限必要なことを訓練によって身につけることができるのはいうまでもない。

このように、職業リハビリテーションの側面からみると、農作業導入によって利用者の技術スキルや就労先の幅が広がることや、得意な作業や遂行可能な作業の見極めがしやすくなるなど、利用者が就労に向かうための支援に役立つといえるだろう。

2. ソーシャルワークの側面から

ソーシャルワークとは、国際ソーシャルワーク連盟(IFSW)の定義によると「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」となっている。そして、この定義には解説がともなわれ、「価値」「理論」「実践」が説明されている(大島巖・奥野英子・中野敏子2001:311-313)ソーシャルワークの実践

理論には様々なものがあるが、その代表的な理論にもとづき、ソーシャルワークにおいて、施設が農作業を導入することの意義を述べてみたい。

第1に、この定義に書かれている「エンパワメント」は、施設で農作業を導入することで十分に実践できる点である。農作業は様々な作業があり、作業を細かく分担することができる。例えば、ある利用者が手で草取りの作業をしているとする。別の利用者が鎌を使って草刈りをしているのをみて、手で草取りをしている利用者が鎌を使って草刈りすることを申し出たとする。この利用者が自己決定したことを指導者・支援者が支援し、結果的にこの利用者が鎌で草刈りができるようになると、結果的にエンパワメント実践となる。最初は手つきが危うかったとしても、継続して鎌を使用しての草刈りが行われていけば、鎌を用いて草刈りが上達する。草刈りの目標は雑草を刈ってきれいにする事だから、鎌を使って草刈りができる利用者が増え、利用者がお互いに草刈りを一生懸命行えば、作業自体もいままでよりも時間をかけずに刈り終えることができる。このように、利用者自身が自分が今まで行ったことのない作業に興味を示した段階で、新しい作業にチャレンジしてもらい、同じ作業を行う利用者と目標に向かって作業を続け、その後、主体的にその作業をし続けるようになり、結果的に作業もはかどることとなれば、これはエンパワメントの実践といってよいであろう。農作業では、このようなことが頻繁に起こりやすいと思われる。

第2に、エンパワメントとも関係するが、利用者が、元来持っている「強さ・力」に着目してそれを引き出し、活用していくケース・マネジメントの理論・実践の体系であるストレングスの視点からの支援が可能となる点である。最初に、利用者には様々な作業をやらせ、その利用者が最も好きで得意な作業を担当として主体的に行ってもらえば、利用者のプラス面を引き出すことができ、ストレンクスアプローチが実践できる。特に、細かい作業と大雑把な作業など、農作業には様々な作業があるため、どの作業が利用者のプラス面を引き出せるかについては、最初に模索したとしても答えが出やすいと思われる。

第3に、医学モデルからのアプローチをすると、農作業は健康増進に役立つ点である。障害者施設を利用する障害者は、糖尿病などの病気を持つものや肥満上体にある者が少なくない。これは、施設での作業には室内作業が多い点や、あまり運動をしつけない利用者が多いためである。しかしながら、施設で農作業を導入し、農作業に利用者が従事すると、畑を耕したり、草取りなど身体を動かす作業が多いことや、コンクリートと異なり土壌の上は柔らかく、バランスを保つことによって下肢の筋力が強くなるなど、健康増進にとっても役立つ。それまで運動不足だった利用者には、スポーツや体操を促しても参加しなくても、農作業を担うことで、自ずと身体を動かすことができるのである。

第4に、農作業をともなつて個別支援計画が立てやすくなることである。農作業には、毎年作付計画を立てることが必須となるが、ホウレンソウ、コマツナ、ミズナなどの葉物は1年に何回も生産することができる。すなわち、1作目から2作目、2作目から3作目に移行

するときに、圃場の作付計画を策定すると同時に、利用者がどの作業が適していたかのアセスメントを行い、次期の支援目標はどのような作業にするかについてのプランニングがしやすいのである。

このように、ソーシャルワークの側面からみると、施設における農作業導入は、個別支援を行う一助となりうるのである。

3. 地域づくりの側面から

平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、地域福祉計画の策定が社会福祉法に規定された。地域福祉計画は市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。なかでも市町村福祉計画においては、「地域でささえるまちづくり」「福祉コミュニティづくり」を地域福祉の推進方策や基本目標として掲げている市町村が多い（相模原市地域福祉計画、大阪市地域福祉計画、横浜市地域福祉保健計画など）。これはすなわち、福祉を地域づくりやまちづくりに積極的に取り入れていこうとする姿勢である。具体的には、地域を形成する地域住民による地域福祉活動を活性化させ、住民参加福祉を展開するようなまちづくりを推進するということである（高橋和幸・勝木洋子 2006）。

しかしながら、いきなり住民にいきなり地域福祉活動を行えというのは少々乱暴である。いままで地域福祉活動を行ってこなかった地域住民が地域福祉に参加するまでには、いくつかの段階をふまえる必要があると思われる。その段階については、施設を利用する障害者との交流や、そもそも存在は知られているものの、ほとんど関わることはなかった施設やその利用者との交流という面から、施設が農作業を導入する意義について検討する。

第1に、施設が農作業を導入することで、利用者や地域住民が交流を持ちやすくなる点である。農作物の生産方法には、露地栽培、ハウス栽培や水耕栽培などの施設栽培があるが、施設が行う農作業は多くの場合、露地栽培である。なぜなら施設に投資する資金は小額では済まないからである。既存のハウスや水耕施設を使用する場合はあるが、その例はあまり多くない。露地栽培の場合、農地のそばに生活道路があれば地域住民もその道路を使用するため、障害者が農作業をやっている姿は認識されるであろう。しかし、それだけでは、施設と地域住民が積極的に交流しているとはいえない。ただ栽培するだけでなく、地域住民や近隣の保育所、幼稚園、小学校と提携して、芋ほり大会や野菜の収穫祭など、利用者と付近住民がともに活動するイベントを行い、障害者と付近住民の交流をはかることができれば、積極的な交流活動となりうる。

第2に、施設が農作業を導入して生産した農産物を施設で販売できるように整備すると、施設に地域住民を呼びこむことができるようになる点である。施設で農作業を行ったとしても、小規模だと施設の給食に使用するなどの施設内消費にとどまってしまう可能性が高いが、一定の収穫量を見込めるならば、施設に販売所を設けて、そこで農産物の販売を行うことが

有効な手段のひとつである。その日に収穫した取れたての農産物は、無農薬有機農法で栽培したものであろうが、慣行農法で農薬を使用して栽培したものであろうが、新鮮であることには変わりはない。もちろん無農薬にこだわるなど消費者の好みもあるだろうが、新鮮な農産物を求める住民は、販売先が小売店であっても、福祉施設であっても、無人販売所であってもあまり関係なしに購入する。しかも、地域住民にとって、「おいしい」「新鮮」といった農産物を販売できたならば、消費者である地域住民はリピーターになる可能性が高い。このように、施設に地域住民を呼び込む手段のひとつとして農作業は十分な役割を果たすと思われる。

この2点に共通していえることは、施設とその利用者のことを認識してもらうことにある。「福祉施設があるのは知ってはいたが、用事はないし、何をしているところかわからない」というのはよく聞く話である。いったいどんな施設で何をしている場所なのか、(健常者ではなく)どのような人々が利用しているのかを地域住民に広く、正しく認識してもらうことは、福祉を支える地域づくり、まちづくりの前段階として大切なステップだと思われる。

4. 障害者の社会参加の側面から

障害者が社会参加することは現状ではなかなか難しい。しかし、地域社会で生活するためには、障害者自身が積極的に社会参加できるようなしくみを構築することが必要となる。またICF（国際生活機能分類）においても、その理念の基盤となるのは、いかに利用者の社会参加を豊かにしていくかといった考え方があり、ICF活用においても「参加」重視の考え方が望ましいとされている（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・世界保健機関（WHO）編 2005：130）。

第1に、施設で生産した農産物を地域住民に販売することによって、社会参加を実現しやすい点である。利用者自身が生産した農産物を施設の販売店で自ら販売し、地域住民からお金を受け取り、その地域住民の手に農産物が渡るという一連の行為は、物販行為を行う、地域住民と関わるという点でひとつの社会参加である。障害者も障害のない地域住民も同じ地域に存在しているということを地域住民に知らしめることになり、地域住民が障害者支援施設の利用者が当たり前にいるということを認識することが、ソーシャル・インクルージョン構築のはじまりであると思われる。

第2に、余暇支援として農作業の導入がされた場合、地域住民との活動が増える点である。一般的に、余暇支援とはスポーツ、観光、音楽教室、書道教室などが多いが、これらの選択肢に農作業が加わると、余暇の過ごし方も少し変わってくる。農作業はレクリエーション的な余暇支援と異なり、1回だけで終わるものではない。また、室外での作業が多く、平日とは人どおりも少し異なる。そのような状況の中で、地域住民が農作業の様子を伺い、ともに作業を行ったり、地域住民と一緒に花壇の整備を行うなど、利用者地域住民がともに活動

する機会が増えれば、これは障害者の社会参加のひとつとなる。

このように、障害者の社会参加の機会を増やすことは、地域で社会生活を行う上でも大切なことであり、そのことが農作業導入によって実現しやすいと思われる。

5. 園芸療法・園芸福祉の側面から

農業と福祉を関連づけて議論する際に、園芸療法・園芸福祉は最もイメージが付きやすい言葉である。したがって、本稿でも簡単にふれておこう。

園芸療法とは、1800年代、精神疾患を持った患者が農業に携わることで効果的な作用があると考えられていたことに始まる。その定義は「園芸療法とは、参加者が特別な治療やリハビリテーションの目標に到達するために園芸活動を利用した、専門的に実施されるクライアント中心の治療方法である。園芸療法の焦点は、社会的機能、認識機能、身体的機能、心理的機能を伸ばすこと、そして総体的な健康と幸福の増進にある」とされている（ハラー編 2011）。すなわち、対象者が障害者で園芸療法は治療目標があり、園芸療法士という専門家によって行われる療法でありセラピーなのである。

その一方で、園芸福祉とは園芸療法とは異なる。「農耕・園芸の効用を活用して、人間の幸福（治療やリハビリを含めた心身の健康、心のゆとりや豊かさなど生活の質（QOL）の向上、人間的成長）などを増進しようとするもの」である（吉永成恭・近藤龍良監修、日本園芸福祉普及協会編 2002）。特に専門家が必要というわけではなく、対象者も障害者というわけではない。

このように定義からみると、園芸福祉の方が幅が広く、園芸療法は園芸福祉の一分野であるといえる。

表1には園芸療法と園芸福祉の比較を示した。表をみてもわかるように、園芸療法と園芸福祉では、対象からして異なっている。しかし、その目的は園芸療法ではあくまでも治療目的であり、園芸福祉では健康、交流、地域づくりなどであり、これまで述べてきたような意義があると考えられる。

表1 園芸療法と園芸福祉の比較

名称	対象	専門家	内容・目的
園芸療法	心身に障害がある人	園芸療法士が必要	リハビリ、生きがい、人間的成長リハビリ、社会性、生きがい、人間的成長
園芸福祉	すべての市民	必ずしも必要ではない	余暇活動、健康法、交流、地域づくりや活性化、生きがい、人間的成長

資料：吉永成恭・近藤龍良監修、日本園芸福祉普及協会編 2002 を改変。

Ⅳ. 障害者支援施設における農作業導入の意義

以上、5つの側面から農作業導入の意義について検討してきた。表2は本稿における検討側面についてマイクロ、メゾ、マクロでの意義を区分化したものである。ここではこの区分にしたがって考察していきたい。ここでいうマイクロとは、施設が農作業を導入することによって、障害者個人に対して意義があるということを示す。以下同様に、メゾは地域、マクロは施策的に意義があるということを示す。

表2 本稿における検討側面の区分化

検討の側面 \ 区分	マイクロ	メゾ	マクロ
職業リハビリテーション	○		
ソーシャルワーク	○		
園芸療法・園芸福祉	○	○	
地域づくり		○	
障害者の社会参加			○

これまでみてきたように、検討の側面によって、ミクロ的な意義、メゾ的な意義、マクロ的な意義があることが明らかになった。この、マイクロ、メゾ、マクロでそれぞれ意義があることは、どのようなことにつながっていくかについて考察してみよう。

本稿で検討したことは、障害者個人にとって意義があるということは表2をみても明らかである。すなわち、農作業という「作業」に着目しているため、どうしても利用者個人の支援に着目するからである。しかしながら、障害者が農作業を行うことそのものや、彼らが生産した農産物がもたらすものは大きく、地域や、それ以外に活路を見出している。そのことは、施設が農産物を導入することによって、障害者の社会生活力を高めているともいえる。

社会生活力を高めることは、いかえれば社会リハビリテーションあるいは地域リハビリテーション²⁾の一環ともいえる。

1986年にリハビリテーション国際社会委員会による社会リハビリテーションの定義は「社会リハビリテーションとは、社会生活力を高めることを目的としたプロセスである。社会生活力とは、さまざまな社会的な状況の中で、自分のニーズを満たし、一人ひとりに可能な最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力を意味する」としている(高見正利・奥英久 2005: 20)。

社会リハビリテーションとは、社会生活力プログラムにそって遂行されるものであるから、施設が農作業を導入することによって完全に社会リハビリテーションが実践されているとは

いけない。しかし、社会リハビリテーションの実施主体者はソーシャルワーカーである（奥野英子 2007：118）。

このことから、障害者施設が農作業を導入することの意義は、社会リハビリテーションの要素となりうる社会資源を構築していくことであり、施設利用者が社会生活力を高めるには、ソーシャルワーカーの役割が大きいといえるのではなかろうか。

なお、施設が農作業を導入することに課題があるのも事実である。第1に、農作業には様々な作業があることは先ほど述べたが、それぞれの作業に、必ずしも利用者がマッチするとは限らない点である。草取りや収穫ができる利用者が重複してしまい、育苗、播種を行う利用者が一人もいないという状況に陥る可能性もある。このような場合、施設の支援員・指導員がこれらの作業を行うこととなり、どうしても施設の支援員・指導員の負担が大きくなりがちになってしまう。

第2に、植物を扱う上に、室外での作業が多くなるため、室内作業とは異なり、どうしても虫が来やすい環境となる。虫を嫌がる利用者の場合、蚊に刺されて痒くなったり、ハチに刺されそうになるなど恐怖を味わう体験をしてしまった場合、利用者側が2度と農作業はやりたくないと言ってしまう可能性もある。

第3に、日頃から運動不足の利用者にとっては、急激に身体的に負担をかけるような作業は避けるべきである。まずは身体的に負担の軽い作業から徐々にきつい作業へ、というように、個別支援計画を作成する場合には、身体面のことも考慮に入れることも必要となろう。

こうした点をふまえて、農作業を導入する際には、十分に事前検討を行った上で実行に移した方が良いと考える。

V. おわりに

以上検討してきたように、障害者施設で農作業を導入することには、さまざまな意義があることが明らかとなった。特に、農作業は利用者に対する個別支援ばかりでなく、地域を巻き込んだソーシャル・インクルージョンを進める上でも有効なツールとなりうるであろう。

今後は、実際にどのような効果があるかという点や、実践を理論化するにあたっては、事例を用いて深く掘り下げた分析が必要と思われる。また、実際に効果を測定するには定量的な分析も必要となろう。これらの点については、他日を期したい。

注

1) 就労移行支援事業所とは、65歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や、企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行う施設である。A型事業所は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの雇用型施設であり、B型事業所は契約を結ばない非雇用型の施設である。

- 2) ちなみに、地域リハビリテーションとは社会リハビリテーションに近い領域とされている。2001年に日本リハビリテーション病院・施設協会によって定義された地域リハビリテーションとは、「地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者およびその家族が住みなれたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、衣料や保健、福祉、および生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう」というものである（大田仁史 2011：9）。

参考文献

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・世界保健機関（WHO）編（2005）『ICF（国際機能分類）活用の試み』ジアース教育新社。
- 濱田健司（2008）「農事組合法人を立ち上げた社会福祉法人における障がい者の農業就労への取り組み～鹿児島県・社会福祉法人『白鳩会』を事例として～」『共済総研レポート』100, 28-38.
- 北川太一（2004）「今、なぜ、農の福祉力か」『農業と経済』5-12.
- 厚生労働省『厚生労働白書』340-341
- 黒田大治郎（2005）「社会リハビリテーションとは何か」澤村誠志監修『社会リハビリテーション論』三輪書店、1-18.
- 中村隆一編（2011）『入門リハビリテーション概論第7版』医歯薬出版。
- 農村生活総合研究センター（2004）『生活研究レポート 61 障害者の就労の場としての農業』1-74.
- 農林水産省（2013）『平成 24 年度 食料・農業・農村白書』308-310.
- 奥田栄一朗監訳 レベッカ・L・ハラール、クリスティン・L・クレイマー編（2011）『園芸療法メソッド』東京教学社、10-12.
- 奥野英子（2007）『社会リハビリテーションの理論と実際』誠信書房。
- Oliver, Michael; Sapey, Bob（2006）Social Work with Disabled People (Third Edition), Palgrave Macmillan = (2010, 野中 猛監訳・河口 直子訳『障害学にもとづくソーシャルワーク』金剛出版.)
- 小野塚功一（1998a）「農業分野における障害者雇用の現状と問題点（1）」『農政調査時報』502, 43-52.
- 小野塚功一（1998b）「農業分野における障害者雇用の現状と問題点（2）」『農政調査時報』503, 38-47.
- 大澤史伸（2010）『農業分野における雇用促進システムの構築と実践』みらい。
- 大島巖・奥野英子・中野敏子（2001）『障害者福祉とソーシャルワーク』有斐閣。
- 大田仁史（2011）『地域リハビリテーション原論 ver.5』医歯薬出版。
- 高橋和幸・勝木洋子（2006）「地域福祉の概念と地域福祉活動」勝木洋子・永井秀世・高橋和幸編『住民参加・参画のまちづくり』中央法規、1-52.
- 高見正利・奥英久（2005）「社会リハビリテーションを学ぶ視点」澤村誠志監修『社会リハビリテ

ション論』三輪書店、19-28.

吉永成恭・近藤龍良監修、日本園芸福祉普及協会編（2002）『園芸福祉のすすめ』創森社、21-22.

An Adoption of Farming for Institutions of the Persons with Disabilities

KOIZUMI, Takafumi

Recently , studies of the cooperation of agriculture and social welfare make progress. However most of these studies are focused on the agriculture and aren't focused on the social welfare. Therefore, this study is focused on the social welfare and found of the importance of the cooperation of agriculture and social welfare.

In this paper , our analysis of the research results showed :

- 1) Persons with disabilities increase jobs.
- 2) Social workers practice Empowerment.
- 3) Persons with disabilities increase the condition of their health.
- 4) Inhabitants active in social welfare.
- 5) Persons with disabilities take part in public.

An adoption of farming for institutions of the persons with disabilities is various. In te point of micro, mezzo and macro, these adoptions are connected with the social rehabilitation.

Key Words : Institutions of the Persons with Disabilities , Farming , Viewing of Social welfare